

第72回 女性に対する暴力に関する専門調査会
第22回 監視専門調査会

説明資料

平成25年9月24日

警察庁

女子差別撤廃委員会の最終見解への警察庁の対応状況について 【女性に対する暴力(パラグラフ31~38)】

女性に対する暴力に関する取組強化(パラグラフ32)

- ・ 被害女性が相談しやすい環境の整備を図るとともに、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、防犯指導や関係機関の紹介等の自衛・対応策を教示し、必要に応じて相手方に指導警告するなど、被害女性への支援を推進している。
- ・ 平成25年6月26日にストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、平成25年10月3日から全面施行されている。改正法の積極的な運用を通して、検挙その他の適切な措置を講じている。
- ・ 性犯罪に関しては、性犯罪被害の潜在化防止及び性犯罪被害者の負担軽減を図り、性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するため、全国の都道府県警察に「性犯罪捜査指導官」及び「性犯罪捜査指導係」を設置すると共に、警察署等には、性犯罪に対応できる捜査員等の配置を推進し、また、証拠採取に必要な用具や被害者の衣類を預かる際の着替え等を備えた「性犯罪捜査証拠採取セット」を整備するなどしている。

質の高い支援サービスの提供(パラグラフ32)

- ・ 平成25年2月から順次全国で、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害女性等が相談に訪れた際、事案の危険性及び警察の執り得る措置等を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を導入している。

包括的な意識啓発プログラムの実施(パラグラフ32)

- ・ 鉄道事業者との協働により、電車内における痴漢対策強化キャンペーンを実施するなど、被害者となる女性の痴漢被害防止に係る広報・啓発活動を推進している。

関係法規についての公務員等への周知(パラグラフ32)

- ・「犯罪被害者支援要綱」(平成23年7月策定)・「警察庁犯罪被害者支援推進計画」(毎年度策定)等に基づき、犯罪被害者への適切な対応を確実にするため、警察職員に対し、各種機会を活用して、性犯罪被害者への支援要領等の教養の充実を図っている。

データ収集、調査実施、データ活用(パラグラフ32)

- ・強姦、強制わいせつを始めとする性犯罪及び配偶者間(内縁関係を含む)における暴力(殺人・傷害・暴行)の認知件数、検挙件数等を集約している。

テレビゲームや漫画の販売禁止(パラグラフ36)

- ・ わいせつな図画等を公然と陳列する事犯や、わいせつな画像情報が記録されたゲーム等を販売する事犯に対する取締りを強化している。

女子差別撤廃委員会の最終見解への警察庁の対応状況について 【人身取引及び売春による性的搾取(パラグラフ39～40)】

人身取引の根本原因の解決を図るための措置(パラグラフ40)

- ・ 入国管理局、婦人相談所等と連携した人身取引事犯の被害者の適切な保護に努めているほか、人身取引被害の申告を多言語で呼び掛けるリーフレットの作成・配布や、広く国民からの関連情報の提供を受け付ける匿名通報ダイヤルの運用を行っている。また、人身取引事犯の態様に応じた各種法令の適用による取締りを推進するほか、人身取引事犯により得られた収益を剥奪するための措置を講ずるなどして、人身取引の根絶を図っている。

被害者の回復・社会復帰のための施策(パラグラフ40)

- ・ 児童買春の被害児童に対し、少年補導職員を中心として継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。
- ・ 人身取引の根本原因の解決を図るための措置(パラグラフ40)の再掲。

売春の需要の抑止等による性的搾取の防止(パラグラフ40)

- ・ 売春させる行為等に対する取締りを推進するとともに、それにより得られた収益を剥奪するための措置を講ずるなどして、売春関係事犯の根絶を図っている。

売春をした者の社会復帰促進策の実施、回復プログラム・経済力強化プログラムの提供(パラグラフ40)

- ・ 被害者の回復・社会復帰のための施策(パラグラフ40)の再掲

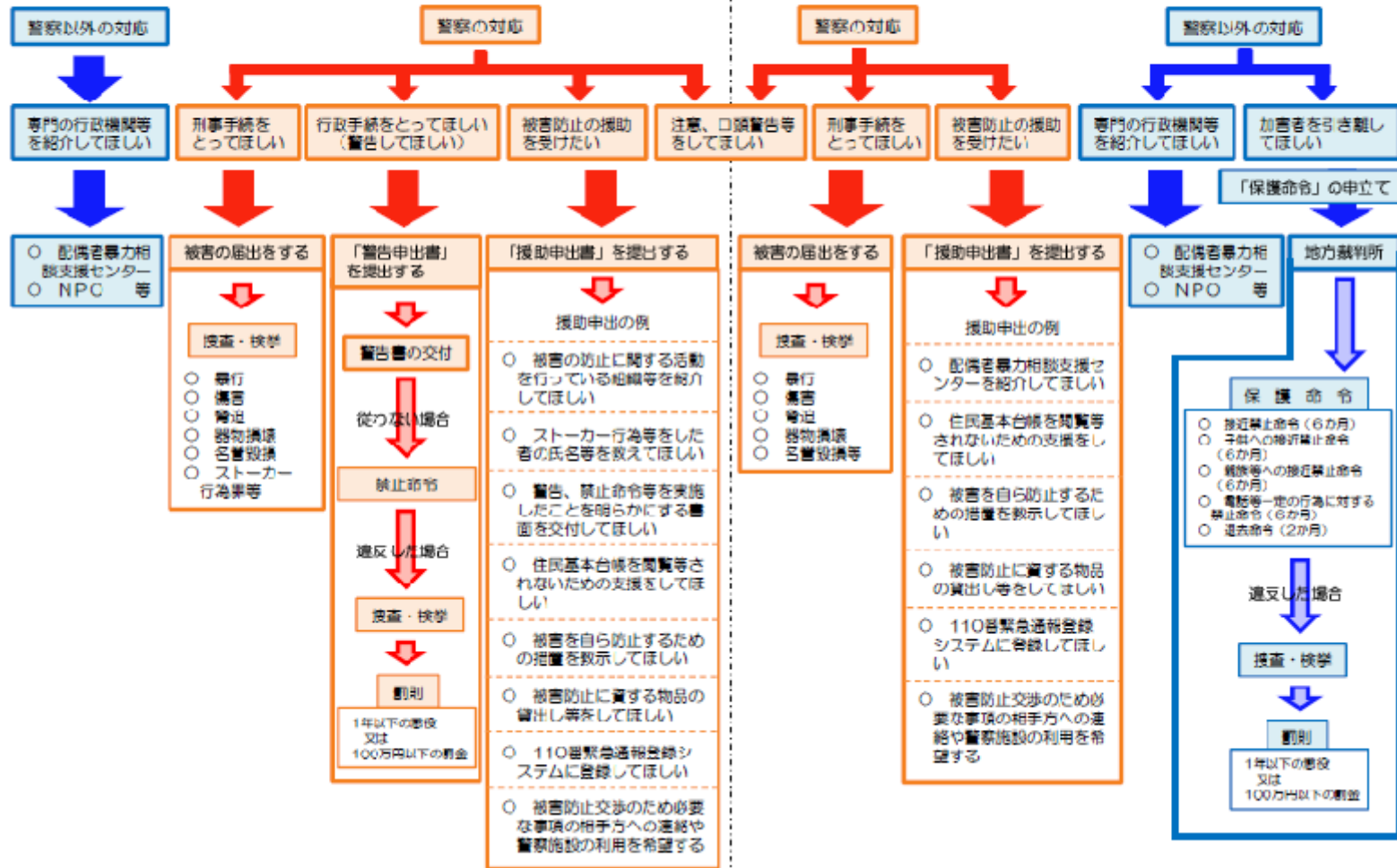
参考資料

警察庁

ストーカー対策の流れ

DV（配偶者からの暴力）対策の流れ

※ 法的にストーカーとDVの両方に該当することがあります。

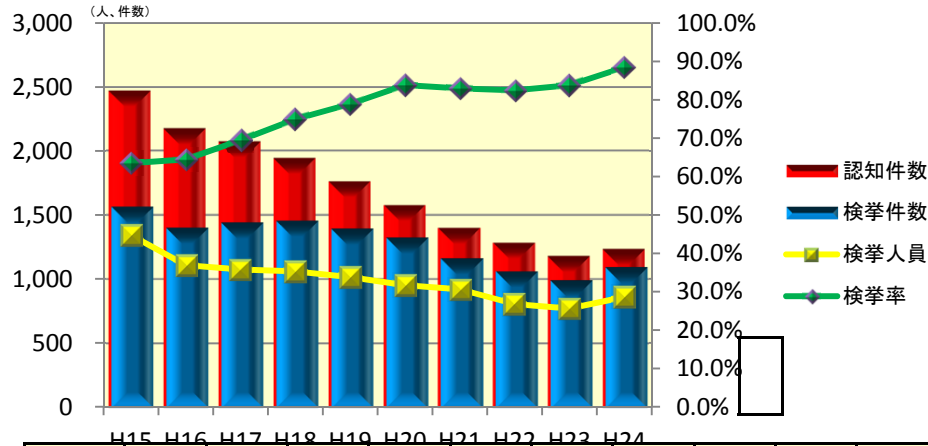


警察における性犯罪対策

平成25年9月
警察庁刑事局

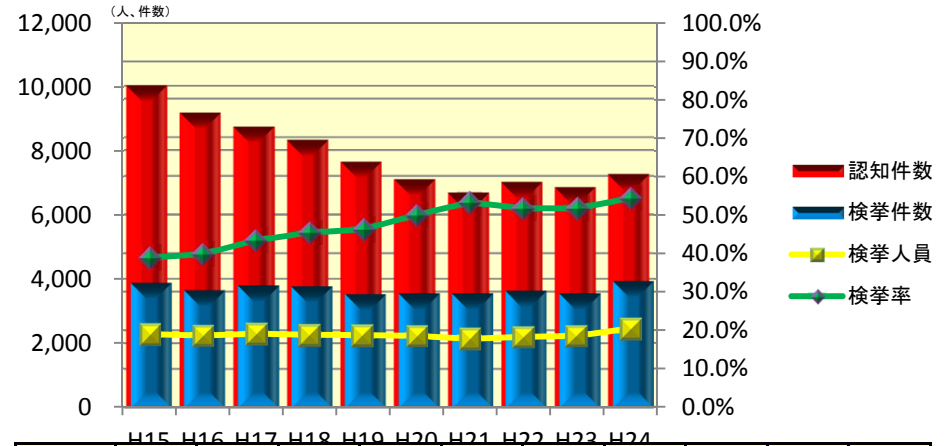
性犯罪の認知及び検挙件数等

(1) 強姦



年	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
認知件数	2,472	2,176	2,076	1,948	1,766	1,582	1,402	1,289	1,185	1,240
検挙件数	1,569	1,403	1,443	1,460	1,394	1,326	1,163	1,063	993	1,097
検挙人員	1,342	1,107	1,074	1,058	1,013	951	918	803	768	858
検挙率	63.5%	64.5%	69.5%	74.9%	78.9%	83.8%	83.0%	82.5%	83.8%	88.5%

(2) 強制わいせつ



年	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
認知件数	10,029	9,184	8,751	8,326	7,664	7,111	6,688	7,027	6,870	7,263
検挙件数	3,893	3,656	3,797	3,779	3,542	3,555	3,563	3,637	3,550	3,946
検挙人員	2,273	2,225	2,286	2,254	2,240	2,219	2,129	2,189	2,217	2,451
検挙率	38.8%	39.8%	43.4%	45.4%	46.2%	50.0%	53.3%	51.8%	51.7%	54.3%

刑事部門における取組

(1) 性犯罪捜査指導官等の設置

都道府県警察本部に「性犯罪捜査指導官」及び「性犯罪捜査指導係」を設置。性犯罪の捜査の指導・調整、発生状況の集約、専門捜査官の育成

(2) 女性警察官等による捜査

女性警察官等を性犯罪指定捜査員として指定。被害者からの事情聴取、証拠採取、証拠品の受領、病院への付添いなどに従事

(3) 性犯罪被害相談窓口の設置

各都道府県警察に、性犯罪の被害や捜査に関する相談に女性警察官等が対応する「性犯罪被害110番」などの相談電話や、「性犯罪被害者相談コーナー」などの相談室を設置

各都道府県警察の「性犯罪被害110番」などの相談電話を警察庁のホームページに掲載

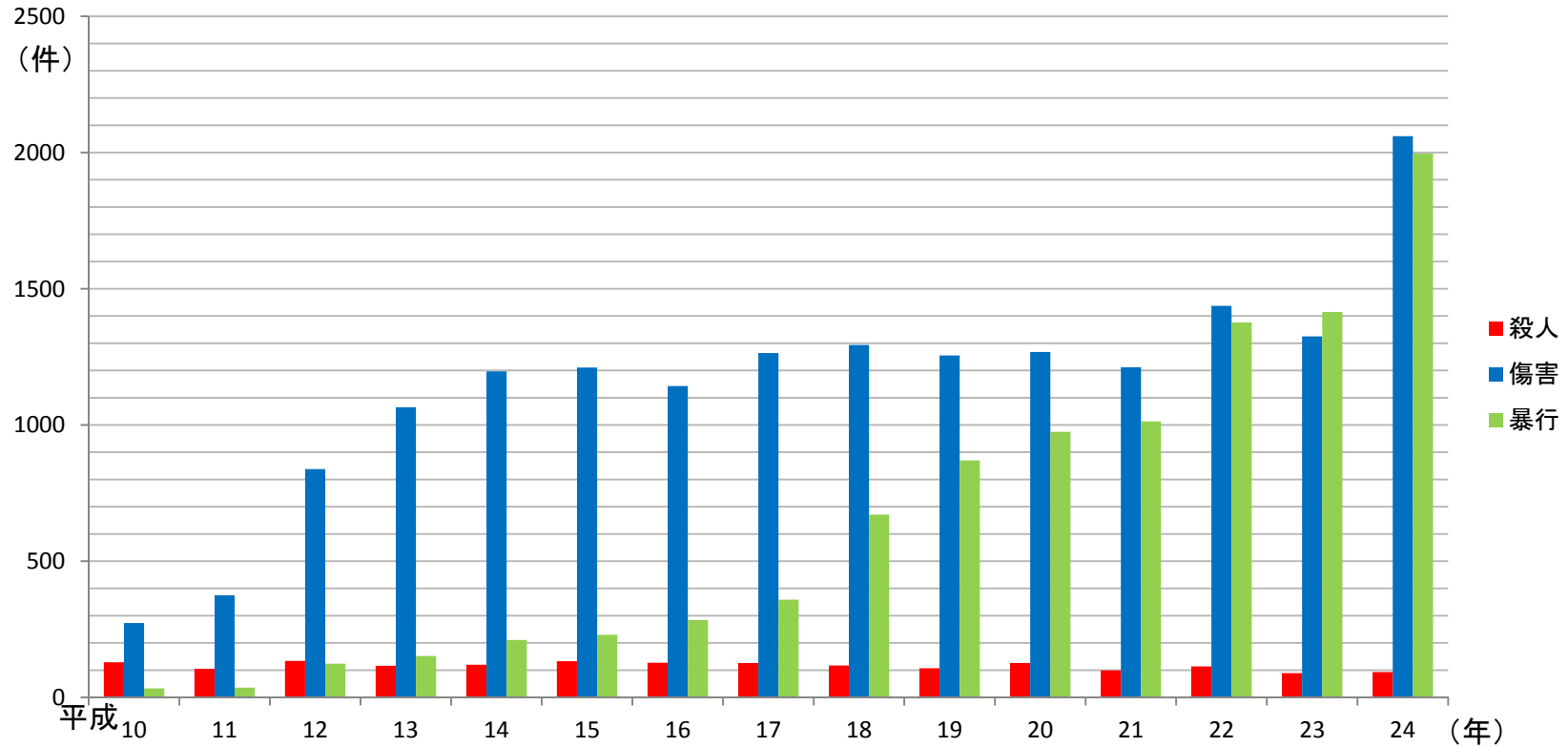
<http://www.npa.go.jp/consultation/sousa1/index.htm>

(4) 証拠採取における配慮

被害者の負担軽減のため、被害者の身体や衣類からの証拠採取に必要な用具、衣類を預かる際の着替えなどを整備。事件発生時、女性医師などによる迅速かつ適切な診断・治療を行うため、産婦人科医師会等とのネットワークを構築し、連携を強化

夫から妻への暴力の検挙件数の推移

(内縁関係を含む)



	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
殺人	129	105	134	116	120	133	127	126	117	107	126	99	114	89	93
傷害	273	375	838	1,065	1,197	1,211	1,143	1,264	1,294	1,255	1,268	1,212	1,437	1,325	2,060
暴行	33	36	124	152	211	230	284	359	671	870	975	1,013	1,376	1,415	1,996

(件数)

警察等への被害申告を他言語で呼び掛けるリーフレット

HELP!
ช่วยด้วยค่ะ!
Saklolo!
PELAYANAN BANTUAN!
请救救我!
도와주세요!
Socorro!
СПАСИТЕ!
救救我!

あなたは、日本に連れてこられ売春や過酷な労働を強要されていませんか。
警察、入国管理局、婦人相談所、NGO等はこのような人身取引の被害を守ります。
 安心して下記の番号に電話をするか、このリーフレット(★印のペーシ)を誰かに見せて助けを求めてください。

- ① 警察 110
- ② 入国管理局: 0570-013804
 札幌: 011-261-7502
 仙台: 022-256-6076
 東京: 03-5796-7112
 名古屋: 052-559-2150
 大阪: 06-4703-2100
 広島: 082-221-4411
 高松: 087-822-5852
 福岡: 092-623-2400
- ③ NGO 人身取引女性相談センター (月～金 AM10～PM5)
 03-3368-8855, 045-914-7008
- ④ 関係各国大使館等連絡先
 各ページの右下欄に記載しています

你是不是被帶來日本，被強迫賣淫或過勞工作的?
警察、入國管理局、女性諮詢處、市政府組社(NGU)等部門提供人口販賣受害者的受害者。
 請安心撥打以下求助， 尋求婦人署社會福利(★)樂善好施的， 聯絡你通報。

- ① 警察 110
- ② 入國管理局: 0570-013804
 札幌: 011-261-7502
 仙台: 022-256-6076
 東京: 03-5796-7112
 名古屋: 052-559-2150
 大阪: 06-4703-2100
 広島: 082-221-4411
 高松: 087-822-5852
 福岡: 092-623-2400
- ③ NGO 人身取引女性相談センター (NGO販賣人口救済所)
 注: 平日 早上10点至下午5点为止
 03-3368-8855 045-914-7008
- ④ 中华人民共和国大使馆
 03-3403-1388

「你是否被帶來日本強迫賣淫或工作?
警察、入國管理局、婦人相談所、NGO等均可保護此類人口販賣受害者。
 請安心撥打以下電話或向人提示本手冊(關係★記號頁)、請求協助。」

- ① 警察 110
- ② 入國管理局: 0570-013804
 札幌: 011-261-7502
 仙台: 022-256-6076
 東京: 03-5796-7112
 名古屋: 052-559-2150
 大阪: 06-4703-2100
 広島: 082-221-4411
 高松: 087-822-5852
 福岡: 092-623-2400
- ③ NGO 人身取引女性相談センター (月～金 AM10～PM5)
 03-3368-8855, 045-914-7008
- ④ 台北駐日經濟文化代表處
 03-3260-7306

你是不是被帶來日本，被強迫賣淫或過勞工作的?
警察、入國管理局、女性諮詢處、市政府組社(NGU)等部門提供人口販賣受害者的受害者。
 請安心撥打以下求助， 尋求婦人署社會福利(★)樂善好施的， 聯絡你通報。

- ① 警察 110
- ② 入國管理局: 0570-013804
 札幌: 011-261-7502
 仙台: 022-256-6076
 東京: 03-5796-7112
 名古屋: 052-559-2150
 大阪: 06-4703-2100
 広島: 082-221-4411
 高松: 087-822-5852
 福岡: 092-623-2400
- ③ NGO 人身取引女性相談センター (NGO販賣人口救済所)
 注: 平日 早上10点至下午5点为止
 03-3368-8855, 045-914-7008
- ④ 台北駐日經濟文化代表處
 03-3260-7306

당신은 일본에 끌려와서 세운 또는 가혹한 노동을 강요당하고 있지 않습니까?
경찰, 입국관리국, 여성상담소, NGO 등에서는 이러한 일선내의 피해자를 보호합니다. 안심하고 아래의 번호로 전화를 하거나, 이 플렛폼(별표 페이지)을 누군가에게 보시고 도움을 청하시기 바랍니다.

- ① 경찰 110
- ② 입국관리국: 0570-013804
 札幌: 011-261-7502
 仙台: 022-256-6076
 東京: 03-5796-7112
 名古屋: 052-559-2150
 大阪: 06-4703-2100
 広島: 082-221-4411
 高松: 087-822-5852
 福岡: 092-623-2400
- ③ NGO 人身取引女性相談센터 (월~금 오전10시~오후 5시)
 03-3368-8855, 045-914-7008
- ④ 한국 대사관
 02-3432-7011~9

你是不是被帶來日本，被強迫賣淫或過勞工作的?
警察、入國管理局、女性諮詢處、市政府組社(NGU)等部門提供人口販賣受害者的受害者。
 請安心撥打以下求助， 尋求婦人署社會福利(★)樂善好施的， 聯絡你通報。

- ① POLICE 110
- ② Immigration Offices: 0570-013804
 Sapporo: 011-261-7502
 Sendai: 022-256-6076
 Tokyo: 03-5796-7112
 Nagoya: 052-559-2150
 Osaka: 06-4703-2100
 Hiroshima: 082-221-4411
 Takamatsu: 087-822-5852
 Fukuoka: 092-623-2400
- ③ NGO HUMAN TRAFFICKING WOMEN SUPPORT CENTER (Monday-Friday / AM10:00~PM5:00)
 03-3368-8855, 045-914-7008
- ④ POLISH EMBASSY
 03-5562-1600

Если Вас заставляют заниматься проституцией или принудительным трудом, то знайте, что в Японии защитой Ваших прав как жертвы торговли людьми занимается японская полиция, иммиграционные службы, а также центры оказания помощи женщинам и прочие государственные организации. Смело звоните по указанным ниже телефонам либо позвоните кому-нибудь от имени соседней «соседской» страны на настоящих буднях, и Вам будут оказана помощь.

- ① Полиция = 110
- ② Иммиграционная служба — 0570-013804
 Саппоро — 011-261-7502
 Сендай — 022-256-6076
 Токио — 03-5796-7112
 Нагоя — 052-559-2150
 Осака — 06-4703-2100
 Хиросима — 082-221-4411
 Такамацу — 087-822-5852
 Фукуока — 092-623-2400
- ③ Центр оказания помощи женщинам, оказавшим торговлю людьми (государственная организация) (понедельник-пятница, 10:00-17:00)
 03-3368-8855, 045-914-7008
- ④ Посольство России
 03-5562-1224, 03-5562-1982

你是不是被帶來日本，被強迫賣淫或過勞工作的?
警察、入國管理局、女性諮詢處、市政府組社(NGU)等部門提供人口販賣受害者的受害者。
 請安心撥打以下求助， 尋求婦人署社會福利(★)樂善好施的， 聯絡你通報。

- ① POLICIA 110
- ② Immigration Offices: 0570-013804
 Sapporo: 011-261-7502
 Sendai: 022-256-6076
 Tokyo: 03-5796-7112
 Nagoya: 052-559-2150
 Osaka: 06-4703-2100
 Hiroshima: 082-221-4411
 Takamatsu: 087-822-5852
 Fukuoka: 092-623-2400
- ③ ONG CENTRO DE CONSULTAS DE LUNES A VIERNES (AM10 - PM5)
 03-3368-8855, 045-914-7008
- ④ EMBAJADA DE COLOMBIA
 03-3446-6482

Apakah Anda dipaksa untuk melakukan prostitusi atau kerja paksa yang tidak berkeadilan? Kalau memang benar, Kantor Polisi, Kantor Konsultasi Wanita, atau NGO akan melindungi Anda dari penindakan perdagangan manusia tersebut. Jangan ragu untuk menghubungi nomor telepon di bawah ini atau dengan memperlakukan brosur yang bertanda bintang (★) kepada orang lain untuk membantu menghubungi kantor tersebut. Adapun nomor telepon penting tersebut:

- ① Kantor Polisi 110
- ② Kantor Imigrasi di: 0570-013804
 Sapporo: 011-261-7502
 Sendai: 022-256-6076
 Tokyo: 03-5796-7112
 Nagoya: 052-559-2150
 Osaka: 06-4703-2100
 Hiroshima: 082-221-4411
 Takamatsu: 087-822-5852
 Fukuoka: 092-623-2400
- ③ NGO Pusat Konsultasi Perdagangan Wanita dan Manusia (Juga dari hari Senin s/d Jumat)
 PM10:00-17:00
 03-3368-8855, 045-914-7008
- ④ Kedutaan Besar Republik Indonesia
 Tokyo 03-3441-0201 pesawat 314
 Konsulat Jenderal Jepang/Indonesia
 Osaka 06-6212-6824 sid 9828

★
このリーフレットを受け取った方へ
 このリーフレットを示した方は**人身取引等の被害に遭っている**可能性があります。**警察等への連絡**をお願いします。
 (連絡先は裏面に記載してあります)

企画制作: 警察庁 企画協力: 内閣府 内閣府 法務省 外務省 厚生労働省 女性の家 HFI P 女性のセンター アジア財団 関係各国大使館等 制作協力: 社会安全研究財団

Were you brought to Japan and tricked into prostitution/the sex industry or forced labor? The Police, the Regional Immigration Bureaus, the Women's Consulting Offices, NGOs and other organizations will protect these trafficking victims. Please don't be afraid to call one of the following phone numbers or show the page marked with ★ to someone to seek help.

- ① The Police 110
- ② The Regional Immigration Bureaus: 0570-013804
 Sapporo: 011-261-7502
 Sendai: 022-256-6076
 Tokyo: 03-5796-7112
 Nagoya: 052-559-2150
 Osaka: 06-4703-2100
 Hiroshima: 082-221-4411
 Takamatsu: 087-822-5852
 Fukuoka: 092-623-2400
- ③ The Counseling Center for Women/Anti Trafficking Project (NGO)
 (Monday-Friday, 10 a.m. - 5 p.m.)
 03-3368-8855, 045-914-7008
- ④ Contact information on related Embassies in Japan (See other pages)